

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年11月27日（金曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時28分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

①令和2年陳情第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情

(2) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

① 指定管理者の指定に関することについて（水戸市福祉ボランティア会館等）

(福祉総務課・障害福祉課・高齢福祉課)

② 水戸市子ども発達支援センターに関することについて

(障害福祉課)

③ 指定管理者の指定に関することについて（水戸市精神障害者社会復帰施設）

(障害福祉課)

④ 指定管理者の指定に関することについて（水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園）

(障害福祉課)

⑤ 水戸市国民健康保険税に関することについて

(国保年金課)

⑥ 水戸市立小学校，中学校，義務教育学校及び幼稚園設置に関することについて

(幼児教育課)

⑦ 水戸市立酒門小学校長寿命化改良（I期）工事について

(学校施設課)

⑧ 指定管理者の指定に関することについて（水戸市立東部図書館等）

(中央図書館)

(3) その他

## 2 出席委員（7名）

委員 長 鈴木 宣子 君 副委員 長 綿 引 健 君

委 員 土 田 記代美 君 委 員 木 本 信太郎 君

委 員 後 藤 通子 君 委 員 袴 塚 孝雄 君

委 員 田 口 米 蔵 君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職，氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

福祉部長兼福祉事務所長	横須賀 好 洋 君	福祉事務所参事兼子ども課長	柴 崎 佳 子 君
福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保 克 哉 君	福祉総務課長	堀 江 博 之 君
生活福祉課長	櫻 井 学 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	野 口 奈 津 子 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健医療部長	大曾根 明 子 君	保健医療部副部長	田 中 誠 一 君
保健所長	土 井 幹 雄 君	保健所技監兼保健衛生課長	前 田 亨 君
保健所参事兼保健予防課長	小 林 秀 一 郎 君	保健医療部参事兼国保年金課長	川 津 英 臣 君
保健総務課長	小 林 か お り 君	地域保健課長	龍 田 晴 美 君
教 育 長	志 田 晴 美 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教育委員会事務局教育部参事	橋 義 孝 君	教育委員会事務局教育部参事	菊 池 浩 康 君
教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三 宅 修 君	教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長	鈴 木 功 君
教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	白 石 嘉 亮 君	総合教育研究所	春 原 孝 政 君
学校管理課長	細 谷 康 之 君	学校保健給食課	小 川 佐 栄 子 君
学校施設課長	和 田 英 嗣 君	生涯学習課長	野 澤 昌 永 君
放課後児童課長	大 和 敦 子 君	中央図書館長	松 本 崇 君
総合教育研究所副所長	湯 澤 康 一 君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	富 岡 淳 君	書 記	昆 節 夫 君
--------	---------	-----	---------

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程に入ります前に、この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

小林保健総務課長。

○小林保健総務課長 おはようございます。

委員会の貴重なお時間をいただきまして、申し訳ございません。

昨日の文教福祉委員会におきまして、保健所における特定任期付職員は1名と御説明申し上げましたが、2名に訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○鈴木委員長 この際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○鈴木委員長 次に、陳情審査を行います。

初めに、令和2年陳情第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして御意見等がございましたら発言願います。

土田委員。

○土田委員 本陳情につきましては、よくよく読ませていただきましたけれども、私もこのとおり賛同するものです。

水戸市でも、コロナ休校の後、分散登校したときにやはり20人か15人ぐらい、私の地域だと十五、六人の授業ができて大変よかったという声は、子どもたちからも、親御さんたちからも、先生たちからも聞いています。

本会議の中でも、水戸市独自に20人学級を実現してほしいというような要望も、私が出していますが、本来ならば、これは国の責任で、お金も人も用意すべきものでありまして、ぜひともこの陳情を採択していただきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この件につきましては、前々回の請願の中でも、現在の35人を堅持するというふうなこと、それから、職員の定数をそのまま持つていくということを採用したところがございますので、これについては、趣旨としてはよく理解はできるんですが、もう少し状況を見ながら継続審査とさせていただきたいというふうに思っています。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 今、継続というお声がありましたので、令和2年陳情第2号につきましては、継続審査とし

たいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で令和2年陳情第2号についての審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は8件でございますが、いずれも第4回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承願います。

それでは、指定管理者の指定に関することについて（水戸市福祉ボランティア会館等）について、執行部から説明願います。

堀江福祉総務課長。

○堀江福祉総務課長 それでは、指定管理者の指定に関することについて（水戸市福祉ボランティア会館等）につきまして、福祉部福祉総務課、障害福祉課及び高齢福祉課提出の資料により御説明いたします。

現在、指定管理者制度を導入しております資料記載の公の施設につきましては、令和3年3月末で指定管理期間が満了となることから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和3年4月1日からの指定管理者の指定について御提案するものでございます。

1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市福祉ボランティア会館から(18)水戸市立開江老人ホームまでの記載のある障害福祉施設やいきいき交流センターなど計18施設でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

参考といたしまして、地方自治法の関係規定を記載してございますので、お目通しいただきたいと思えます。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市子ども発達支援センターに関することについて、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 水戸市子ども発達支援センターに関することにつきまして、お手元の福祉部障害福祉課提出の資料に基づき御説明させていただきます。

1の改正理由でございますが、就学前の子どもに対する療育指導の充実を図るため、現在、市立幼稚園3園で実施している通級指導教室に加え、旧五軒幼稚園の施設を活用して教室を増設し、子ども発達支援センターの分室とすることにつきまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、子ども発達支援センターの分室の設置につきまして規定をするものでございます。

3の施行期日でございますが、令和3年4月1日でございます。なお、準備行為につきましては、施行期日前に行うことができるものといたします。

なお、2ページに関係規定の新旧対照表を、3ページに参照条文といたしまして関係規定の抜粋を掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

**○鈴木委員長** 次に、指定管理者の指定に関することについて（水戸市精神障害者社会復帰施設）について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

**○平澤障害福祉課長** それでは、指定管理者の指定に関することについて（水戸市精神障害者社会復帰施設）につきまして、福祉部障害福祉課提出の資料に基づき御説明させていただきます。

現在、指定管理者制度を導入している公の施設につきましては、令和3年3月末で指定期間が満了となりますことから、地方自治法の規定に基づき、令和3年4月1日から指定管理者の指定について御提案をさせていただくものでございます。

初めに、1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、水戸市精神障害者社会復帰施設でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、社会福祉法人ひだまり会でございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

なお、参考といたしまして、地方自治法の関係規定の記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

**○鈴木委員長** 次に、指定管理者の指定に関することについて（水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園）について、執行部から説明願います。

平澤障害福祉課長。

**○平澤障害福祉課長** 指定管理者の指定に関することについて（水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園）につきまして、お手元の福祉部障害福祉課提出の資料により御説明させていただきます。

現在、指定管理者制度を導入している公の施設につきましては、令和3年3月末で指定期間が満了することから、地方自治法の規定に基づき、令和3年4月1日からの指定管理者の指定について御提案するものでございます。

1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、水戸市重症心身障害児（者）通園施設あけぼの学園でございます。

2のこれらの施設の指定管理者となる団体の名称につきましては、特定非営利活動法人あけぼの水戸でございます。こちらは、旧水戸市重症心身障害児（者）を守る会が法人化したしまして名称変更をしたものでございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

なお、参考といたしまして、地方自治法の関係規定を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市国民健康保険税に関することについて、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健医療部参事兼国保年金課長 水戸市国民健康保険税に関することにつきまして、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由は、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴いまして、国民健康保険税の減額に係る所得基準及び長期譲渡所得に係る課税の特例に関する規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容は、1点目の国保税の減額に係る所得基準につきましては、地方税法等の改正によりまして、給与所得及び公的年金等所得を算出する際の給与所得控除額及び公的年金等控除額をそれぞれ10万円引き下げ、所得割を算出する際の所得金額から控除する基礎控除額を33万円から43万円に10万円引き上げることとされました。

この改正に伴いまして、給与所得者及び公的年金等所得者につきましては、所得金額が10万円増額となり、所得金額で判定する国保税の均等割額及び平等割額の軽減が適用されなくなったり、あるいはこれまでよりも低い軽減割合が適用されてしまったりする場合がございます。このため、給与収入や公的年金等収入が、これまでと同額であれば同じ軽減割合が適用されるよう、軽減判定基準の算定方法における基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円とするとともに、給与所得及び公的年金等所得を有する者が2人以上いる世帯につきましては、その合計数から1を減じた額に10万円を乗じた金額を加えた額とするものでございます。

参考といたしまして、2ページに減額基準の算定方法を記載しておりますので御覧願います。

初めに、国保税の均等割額及び平等割額の7割軽減の適用につきましては、現行では世帯の被保険者等の所得の合計額が33万円以下となっておりますが、改正案では43万円以下とするものでございます。ただし、給与所得及び公的年金等所得を有する被保険者が複数いる世帯においては、さらに給与所得者数及び公的年金等所得者数の合計数から1を差し引いた数に10万円を乗じた金額を加算した金額以下とするものでございます。

5割軽減につきましては、現行では世帯の被保険者等の所得の合計額が33万円に被保険者1人につき28万5,000円を加算した金額以下の場合に対象となりますが、改正案では43万円に被保険者1人につき28万5,000円を加算した金額以下の場合に適用することといたします。ただし、給与所得及び公的年金等所得を有する被保険者が複数いる世帯においては、さらに給与所得者数と公的年金等所得者数の合計数から1を差し引いた数に10万円を乗じた額を加算した額以下とするものでございます。

2割軽減につきましては、被保険者1人につき加算する金額が52万円とする以外は、現行、改正案ともに5割軽減と同様の判定方法となります。

資料の1ページにお戻りいただきまして、2点目の長期譲渡所得に係る課税の特例につきましては、土地の有効活用と地域の活性化等を図るため、所有期間が5年を超えて長期譲渡に該当する一定の低未利用土地等を譲渡した場合には、国保税のうち、所得割額の算出根拠となる長期譲渡所得金額から100万円を上限に控除するものでございます。

3の施行期日は、令和3年1月1日とするものでございます。ただし、この改正後の規定は、令和3年度分以後の国保税について適用し、令和2年度分までの国保税については従前のおりとなります。

また、3ページから12ページに新旧対照表を、13ページ及び14ページに参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

**○鈴木委員長** 次に、水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

**○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長** 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置に関することにつきまして、幼児教育課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、来年度の在園児のいない水戸市立飯富幼稚園、水戸市立稻荷第二幼稚園につきまして、幼稚園を廃止するため、関係規定の整理を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、裏面を開いていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例別表第3中、水戸市立飯富幼稚園と水戸市立稻荷第二幼稚園の項目を削除するものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、令和3年4月1日からいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第4回定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

**○鈴木委員長** 次に、水戸市立酒門小学校長寿命化改良（I期）工事について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

**○和田学校施設課長** それでは、水戸市立酒門小学校長寿命化改良工事につきまして、お手元に配付してございます学校施設課提出の資料で御説明いたします。

1の工事名は、水戸市立酒門小学校長寿命化改良（I期）工事。

2の工事場所は、水戸市酒門町でございます。

3の工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積1,565平方メートルの校舎を整備対象といたしまして、鉄筋コンクリート外壁の中性化対策、屋上の防水改修、建具、内装の改修を行います。

4の請負予定金額は3億338万円。

5の仮契約者につきましては、鈴木良・北島特定建設工事共同企業体で、代表者は水戸市緑町1丁目1番4号、株式会社鈴木良工務店、代表取締役、鈴木勝彦でございます。構成員は代表者のほか、水戸市住吉町141番地の2、有限会社北島工務店、代表取締役、北島博でございます。構成員の出資比率につきましては、代表者の株式会社鈴木良工務店が60%、構成員の有限会社北島工務店が40%でございます。

6の添付資料といたしまして、2ページ以降に図面を添付しております。

初めに、配置図でございますが、図面中央部の校舎、普通教室棟のうち、Ⅰ期工事と記載してございます左半分をグレーで塗り潰した部分が今回の工事を行う範囲でございます。その下側に本工事に伴い設置いたしました仮設校舎がございます。

工事車両の動線につきましては、右側の県道から学校敷地内の工事エリアまでが動線となることから、児童や職員、来客等の動線と重複することがございます。警備員等の配置や工事車両の進入時間など学校と十分協議を行いながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、3ページでございますが、校舎の現況図でございます。

続きまして、4ページは本工事における改修図でございます。本工事で実施いたします範囲は、各平面図の中央部より左側でございます。完成後、右側のⅡ期目の改修を予定しております。

続いて、5ページに立面図、6ページに一般競争入札調書を添付しておりますので、後ほどお目直しをお願いいたします。

工事に際しましては、児童の安全を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○鈴木委員長** 次に、指定管理者の指定に関することについて（水戸市立東部図書館等）について、執行部から説明願います。

松本中央図書館長。

**○松本中央図書館長** 水戸市立東部図書館等の指定管理者の指定に関することについて、中央図書館提出資料に基づき御説明いたします。

現在の指定管理者の期間が令和3年3月31日で終了することから、指定管理者の指定について御提案するものでございます。

1の管理を行わせる公の施設の名称につきましては、東部図書館以下地区館5館でございます。

2の指定管理者となる団体の名称につきましては、株式会社図書館流通センターでございます。

3の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

資料裏面を御覧願います。

参考資料といたしまして、指定管理者候補者に関する審査結果を掲載しております。

1の候補者として選定した団体につきましては、名称は株式会社図書館流通センター、所在地は東京都文京区大塚3丁目1番1号、代表者は代表取締役、細川博史でございます。

なお、図書館流通センターは、現在の指定管理者でございます。

3の主なサービスにつきましては、電子図書館をはじめとする主な事業5項目について記載しております。

4の候補者選定の経緯等につきましては、選定方法は公募により行い、応募団体といたしましては、株式

会社図書館流通センターと株式会社ジェイエスケイの2団体から申請がございました。

候補者の選定につきましては、指定管理者候補者選定委員会において選定基準に基づき検討した結果、株式会社図書館流通センターを指定管理者の候補者として決定したところでございます。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第4回定例会に議案として提出してまいりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言願います。

後藤委員。

○後藤委員 水戸市子ども発達支援センターのところで分室というのがあったんですけども、もしほかの市町村で分室というのを取っているところがあったら、資料を見せていただきたいなと思います。

○鈴木委員長 今の資料請求につきましては、委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 課長、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 幼稚園再編計画について、今後のスケジュールがあったらお願いします。

○鈴木委員長 今、資料請求がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 こちらもよろしく願いいたします。

ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回、指定管理者の今の社協とあけぼの学園と、それからもう一つ、ひだまり会、これ指定管理をするということですが、図書館のほうは公募したということですが、公募をしたのかしないのか、また、したとすればどういう状況なのか、この辺について分かるものがあればお出しいただきたいのと、なければ、説明ができるようにしっかりまとめておいていただきたいと思います。

○鈴木委員長 皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、次回の委員会に提出をお願いいたします。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言願います。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、この件について終わります。  
それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。  
御苦労さまでございました。

午前10時28分 散会